

第4部 分野別の基本方針 【Ⅲ 都市環境の方針】

周辺の自然環境資源との連続性に配慮し、
にぎわいとうるおいのある都市環境の形成をめざします

■1 豊かな緑をつなぐ緑のネットワークの形成を図ります

- (1) 緑の核や多摩川などの自然的資源とのネットワーク形成を図り、多様な歩行者空間の形成による回遊性の確保をめざすとともに、住宅地における民有地緑化の活動や散策路のネットワークづくりの活動を支援します。
- (2) 公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進や創出に努めます。
- (3) 公園・緑地などの整備や広場空間の整備を誘導し、豊かな都市環境を実現します。
- (4) 再開発等の大規模な土地利用転換にあたっては、「緑化指針」等に基づき、敷地内緑化の推進と緑のネットワーク化など、緑化地の創出を適切に誘導します。
- (5) 一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。



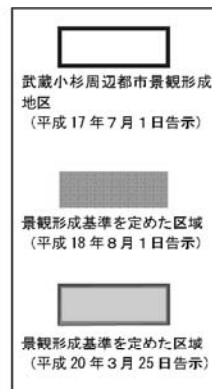
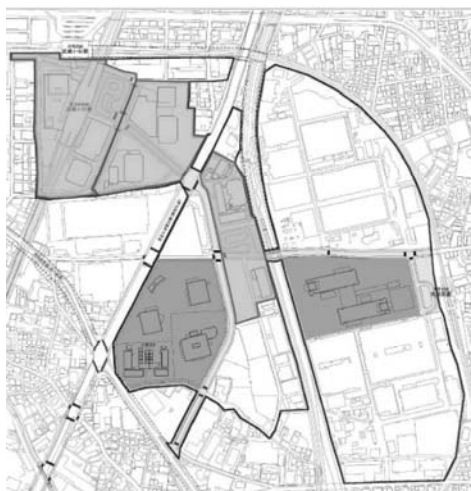
■2 地域の環境資源を活かした景観形成をめざします

- (1) 「緑化推進重点地区」として、中原街道や二ヶ領用水、社寺等の歴史的文化的資源を活かしながら、駅前の交通広場の緑化や公園の再整備、街路緑化等の公共空間の緑化を進めます。
- (2) 駅前空間や商店街におけるパンジー等の花の植栽や花を活用したガーデニングなど、住民の主体的な民有地緑化の活動を支援し、花を活かした街なみ景観の形成をめざします。
- (3) 二ヶ領用水や渋川、多摩川の堤防沿いには桜並木が植栽され、住民の手による維持管理活動が行われていることから、桜並木を活かした水と緑のネットワークの形成をめざして、住民の主体的なまちづくり活動を支援します。
- (4) 二ヶ領用水や中原街道、川崎七福神等の歴史的資源が多く存在することから、住民の発意による、歴史的資源を活かした主体的な街なみ景観づくりの活動を支援します。



■3 にぎわいのある街なみ形成をめざします

(1) 「都市景観形成地区」として、ランドマークによる拠点景観や駅を中心とするにぎわい景観、快適で一体感のある公共的空間をめざす沿道景観、まちの回遊性を高める水と緑の景観づくりなど、風格と快適さを感じることができる街なみ景観の形成をめざすとともに、新たな開発エリアにおいても、広域拠点にふさわしい景観形成をめざします。



(2) 超高層建築物の配置のバランスと洗練されたデザインによる広がりのある街なみ形成とともに、低層部における商業・文化・交流機能等の配置や公共空間との一体化によるにぎわいのある街なみ形成をめざします。

武蔵小杉駅周辺景観形成地区

(3) 良好な都市景観の形成などに資する電線類の地中化の推進や屋外広告物の整除・デザインへの配慮等を促進するとともに、まちの魅力を向上するようなサインの統一を図ります。

■4 安全で快適なうるおいのある空間の創出をめざします

(1) 道路沿道での歩道状空地の確保による緑豊かな歩行者空間の形成や、建物高層部の壁面後退による上空の開放感の確保等により、回遊性のある安全で快適な空間形成をめざします。



(2) 歩行者空間沿道での広場や緑地などのオープンスペース確保を誘導するとともに、敷地内の緑化、デッキ上緑化、屋上緑化など、立体的な広場や緑地の整備等による連続性のある空間形成を誘導しながら、多層化する緑に囲まれたうるおいのある空間の創出をめざします。



(3) 多摩川やニヶ領用水は、貴重な水と緑のオープンスペースであり、住民が主体となった水を活かしたまちづくり活動を支援するとともに、再開発等の大規模な土地利用転換に際しては、豊かな水辺空間の形成等を適切に誘導します。

■5 環境への負荷の軽減と循環型のまちづくりをめざします

(1) 屋上緑化や超高層建物の敷地内空地の緑化など、多層化する緑地の整備を誘導し、環境への負荷の軽減を図るとともに、周辺の豊かな自然的環境との調和を図り、風の流れを考慮した建物計画や、高層建築物の風害などへの配慮など、安全・安心のまちづくりを誘導します。

(2) 資源・エネルギーの効率的な利用、廃棄物の発生・排出抑制、再利用、再生利用、水循環構造の保全・再生等の視点に立って、環境負荷が少なく、循環型の社会システムの構築をめざした都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備を進めます。

(3) 公共施設等への太陽光発電システムやコージェネレーションシステム等の導入に努めるとともに、民間における新エネルギーの普及・促進を進めます。



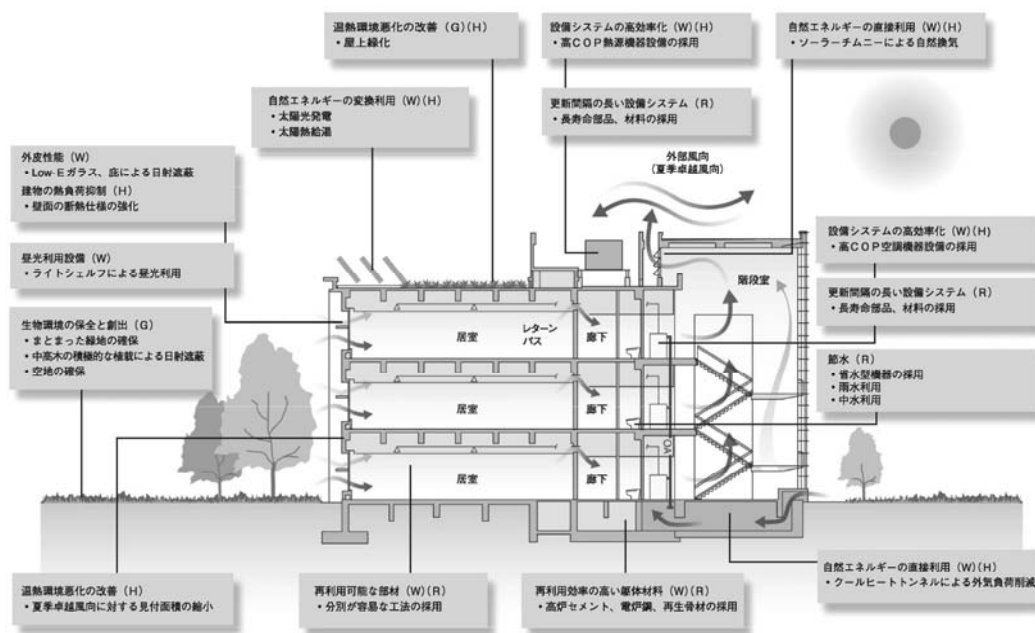
(4) 産業公害や都市生活型公害の防止を図るために、用途地域等の地域地区の指定にあたっては、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。

(5) 都市施設の整備や市街地開発事業の実施にあたっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺環境との調和や大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加等による環境影響への配慮に努めます。

(6) 工場跡地等の大規模な土地利用転換にあたっては、周辺市街地との調和や環境改善等に資する計画的な土地利用の誘導に努めます。また、有害物質等による土壌汚染対策の事業者等の適切な取組を指導します。

(7) 一定規模以上の建築物等の建築に対しては、大気汚染や騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染等の公害を防止するため、環境に配慮した適切な土地利用や施設整備を誘導するとともに、土地の区画形質の変更を伴う大規模な開発行為に対しては、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう、緑地や生物の生息環境への配慮や水質汚濁、雨水流出、廃棄等による環境への影響の配慮を適切に誘導します。

(8) 環境に配慮した建築物を促進するため、「建築物環境配慮制度」や、太陽光発電施設設置への補助事業等により、省エネルギー型や、風や光などの自然エネルギー利用、環境への負荷を配慮した建築物の建設など、新しい住まいづくり等の促進に向けた普及を図ります。



建築物環境配慮制度 (CASBEE 川崎) より